

2010年4月30日

各位

会社名 株式会社クラレ
代表者名 取締役社長 伊藤 文大
コード番号 3405
上場取引所 東証第一部
問合せ先 経営企画室 IR・広報部長
中山 守弘
TEL 03-6701-1070

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成22年4月30日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社および当社子会社の取締役および従業員等に対し、下記のとおりストックオプションとして新株予約権を発行することおよび募集事項の決定を当社取締役会に委任することならびに当社取締役に対し報酬等として当該新株予約権を発行することの承認を求める議案を平成22年6月24日開催予定の当社第129回定時株主総会に付議することについて決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社は、中期アクションプラン「GS-Twins」において、世界的な経済危機の影響により大きく損なわれた収益構造を回復させ、新たな成長に踏み出すことを目指しています。「GS-Twins」の初年度を終え、足掛かりとなる一步を踏み出せた現段階で新株予約権を発行することにより、「GS-Twins」の達成に向けて、当社および当社子会社の取締役および従業員等の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、当社の企業価値向上に資することを目的とするものです。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社の取締役、執行役員、相談役、常勤顧問および従業員（嘱託社員を含む。以下同じ。）ならびに当社の子会社の取締役、執行役員および従業員

(2) 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式490万株を上限とする。このうち当社取締役に割り当てる新株予約権の総株式数の上限は、12万株とする。ただし、以下に定める新株予約権の目的である株式数の調整が行われる場合は、上限も同様の調整を行う。

新株予約権1個当たりの目的となる株式数は500株とする。

なお、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り

捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、割当日後、当社が合併、株式交換、または株式移転を行う場合、その他株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で株式数を調整することができる。

(3) 発行する新株予約権の総数

9,800個を上限とする。このうち当社取締役割り当てる新株予約権の個数は、240個を上限とする。

(4) 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値（気配表示を含む。以下「終値」という。）の平均値（終値のない日数を除き、また1円未満の端数は切り上げる。）に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）または割当日の終値（当日に終値がない場合はその前日以前の各取引日に成立した終値のうち割当日に最も近い日の終値）のいずれか高い方の金額とする。なお、新株予約権の割当日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日以降に当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使によるものを除く。）は、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式の総数から当社普通株式にかかる自己株式を控除して得た数とし、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに上記のほか、割当日後、当社が合併、株式交換、または株式移転を行う場合、その他行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

- (6) 新株予約権の行使期間
平成24年6月25日から平成32年6月24日まで
- (7) 新株予約権の行使の条件
- ①権利行使時において、当社または当社の子会社の役員、執行役員、相談役、常勤顧問または従業員であることを要する。ただし、当社の役員、執行役員もしくは理事または当社の子会社の社長の地位にあった者については、退任後においても行使することができる。
 - ②新株予約権の質入、相続その他一切の処分は認めない。
- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ②新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
- (9) 新株予約権の取得、消却事由および条件
- ①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、これらを承認する当社取締役会の決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得し、消却することができる。
 - ②新株予約権の割当てを受けた者が、権利行使をする前に、上記(7)①の条件を満たさなくなった場合、その他理由のいかんを問わず権利を行使することができなくなった場合は、当社は、当該新株予約権を無償で取得し、消却することができる。
- (10) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (11) その他新株予約権の細目
その他新株予約権の内容、募集事項および細目については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会および「新株予約権付与契約」で定めるところによるものとする。

以 上